平成11年(行ケ)第226号 審決取消請求事件 平成14年3月7日口頭弁論終結

半リ		決				
原	告	ヤマハ杉	株式会社			
訴訟代理人弁護士		田	倉木			整
同		青	木	_		男
同		田	中	成		整男志和
同		平	出	成貴		和
同		平 長	出尾藤木塚谷	_		郎三
同		内	藤	一義浩義		Ξ
同		Ξ	木	浩	太	郎
訴訟代理人弁理士		飯神	塚	義		仁
同	.1	神	谷			牧
被	告	ブラザー	-工業株式	会社	t	
訴訟代理人弁護士		熊	倉	· 禎 伸		男
同		田	中	伸	_	男郎圭久孝
同		飯	田	_		圭
同一一一一		佐 富	尾澤	重		소
訴訟代理人弁理士			淎			孝
主		文				

特許庁が、平成9年審判第19468号事件について、平成11年6月 1日にした審決を取り消す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
  - 原告 1

主文と同旨。

被告 2

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は、原告の負担とする。

- 第2 当事者間に争いのない事実
  - 特許庁における手続の経緯

被告は、発明の名称を「電子音楽再生装置」とする特許第2508394号 (平成2年10月2日出願。平成8年4月16日設定登録。以下「本件特許」とい い、その発明を「本件発明」という。)の特許権者である。原告は、平成9年11月14日、本件特許を無効とすることについて審判を請求した。特許庁は、これを平成9年審判第19468号事件として審理し、その結果、平成11年6月1日、 「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をして、同月23日、その謄本を 原告に送達した。

本件特許の特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲は、次の「請求項1」のみである。

「【請求項1】 楽曲のデジタル楽音情報を格納した楽音情報記憶部と,

背景情報を格納した映像記憶部と、 記憶された前記各情報を読み出し伴奏音の再生と共に背景映像並びに歌詞の画像表示を行うように装置の動作制御を行う制御部とを備える電子音楽再生装置 において、

前記楽音情報記憶部に格納されるデジタル楽音情報は,種々の楽器の演奏 情報と歌詞表示指示情報と、を有し

前記歌詞表示指示情報は、歌詞の表示・消去指示情報と、前記演奏情報の 主旋律の進行に適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる色変え指示情報と、色変 えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように、前記演奏情報の主旋律の進行に適合する異なった色変えの幅を指示する色変え幅情報と、を含むよう構成さ ħ.

制御部は,前記各指示情報に基づき歌詞の画像表示制御を行うと共に,色 変え幅情報に基づいて,現在色が変わっている位置から指定された幅だけ色変えを 行うよう制御することを特徴とする電子音楽再生装置。」

審決の理由の要点

別紙審決書の理由の写し記載のとおりである。要するに、本件発明は、特開

平2-242294号公報(審判甲第1号証。本訴甲第1号証。以下「甲第1号証刊行物」という。),特開平2-207683号公報(審判甲第2号証。本訴甲第 2号証。以下「甲第2号証刊行物」という。), 特開昭63-48595号公報 (審判甲第3号証。本訴甲第3号証。以下「甲第3号証刊行物」という。)及び特 開平2-185159号公報(審判甲第4号証。本訴甲第4号証。以下「甲第4号 証刊行物」という。)に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとすることはできず、これらの発明と静岡県磐田郡<以下略> ヤマハ株式会社豊岡工場内で同社社員A氏によって保管されている。東京都品川区 <以下略>を本店所在地とする「株式会社第一興商の製造・販売による、刻印番号 2A1 86」の付された品番「ED(EDIT-A-VISIO 「ED-1 N) 1」の昭和63年6月製造、同年9月発売のカラオケCD(審判検甲第1号証 の1。以下「本件カラオケCD」という。審判検甲第1号証の2,3 (本訴甲第13号証の2,3)は、本件カラオケCDにおける実写資料及び解析結果を示す資料 とされているものである。)に示された発明とに基づいても当業者が容易に発明を することができたものであるとすることはできない、として、請求人(原告)の主 張する無効事由をすべて斥けた。

原告主張の審決取消事由の要点

審決は、甲第1号証刊行物ないし甲第4号証刊行物に記載された発明並びに 本件カラオケCDに示された発明の認定を誤り、その結果、上記各引用例は、本件 発明の不可欠の構成要件である「前記歌詞表示指示情報は、 歌詞の表示・消去指示 情報と、前記演奏情報の主旋律の進行に適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる 色変え指示情報と、色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように、前記演奏情報の主旋律の進行に適合する異なった色変えの幅を指示する色変え幅情報と、を含むよう構成され、制御部は、前記各指示情報に基づき歌詞の画像表示制御 を行うと共に、色変え幅情報に基づいて、現在色が変わっている位置から指定され た幅だけ色変えを行うよう制御する」構成を具備していない、との誤った認定判断 をしたものであり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるか ら、違法なものとして取り消されるべきである。

1 甲第 1 号証刊行物記載の発明の認定の誤り (1) 甲第 1 号証刊行物における「カラオケ情報」は、ディジタルの「楽曲情報」と「歌詞情報」とを含む(同刊行物3頁左下欄2行~5行参照)。「楽曲情報」と「歌詞情報」とを含む(同刊行物3頁左下欄2行~5行参照)。「楽曲情報」と 「トリガ信号」を混在させている(同刊行物3頁左上欄1行~7行参 「歌詞情報」は、「コマンド」を含んでおり、「コマンド」には、タイミン 照) グを指示するデータとしての「トリガ数値」を含み(同刊行物3頁右上欄18行~ 左下欄5行参照),かつ「コマンド」には,そのコマンド内容として「文字表示に 関するもの」、「歌詞の色変更に関するもの」、及び「色変更の開始位置から終了 位置までの指定」を含んでいる(同刊行物4頁右上欄7行~17行参照)

甲第1号証刊行物4頁右上欄7行ないし10行の「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更することによって文字の色変更を行い」との記載と、同刊行物4頁右上欄11行ないし17行の「このとき、変更 された文字の色が背景と同一であれば文字が消去されるのと同じ効果を奏し、 ときには文字が徐々に色変わりするように見える。また、グラフィック処理を行っているので、一文字ずつ不連続に変更するのでなく、連続的に徐々に色を変更することが可能である。」との記載とを併せ考慮するならば、同号証には、「歌詞の色変更に関するコマンド」が「色変更の開始位置から終了位置までの指定」を含むこ とが実質的に開示されており、少なくともそのことが示唆されている、ということ ができる。

したがって、甲第1号証刊行物における、 「歌詞情報」及びそこに含まれ る「文字表示に関する」コマンドは、本件発明の「歌詞の表示・文字消去情報」に 一致し、甲第1号証における「トリガ信号」と「歌詞の色変更に関する」コマンド とそこに含まれる「トリガ数値」は,本件発明の「前記演奏情報の主旋律の進行に 適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる色変え指示情報」に一致し、同号証の、「歌詞の色変更に関する」コマンドに含まれる「色変更の開始位置から終了位置までの指定」は、本件発明の「色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるよ ・・色変えの幅を指示する色変え幅情報」を開示している。

甲第1号証刊行物においては、「色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変え が行われるように、・・色変えの幅を指示する色変え幅情報」が存在するとの明文 の記載はない。しかしながら、同刊行物における「文字の色変更あるいは文字消去

カラオケ装置において、主旋律の進行に適合していない色変えは技術的にあり得ないため、上記情報は、当然に「主旋律に適合する」「異なった色変えの幅を指示する色変え幅情報」を含むものである。

- (2) 甲第1号証刊行物の、「グラフィック制御装置6」では、第2図に示されたフローに従って、ブロック27でYESと判定した「歌詞の色変更に関する」コマンドに基づいて、次のブロック31において「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更することによって文字の色変更を行」う。これは、本件発明の「現在色が変わっている位置(色変更の開始位置)から指定された幅だけ(終了位置まで)色変えを行う」ことと一致する。
- (3) したがって、甲第 1 号証記載の発明が、本件発明の上記構成要件を具備していない、との審決の認定は、誤りである。
  - 2 甲第3号証刊行物記載の発明の認定の誤り

(1) 甲第3号証刊行物記載(2頁左下欄4行~15行,5頁左上欄16行~20行,第8図)の「ライトフォント」パック,すなわち,「歌詞表示用のグラフィックスコマンド」は、本件発明の「歌詞の表示・消去指示情報」に一致し,「EXORフォント」パックすなわち「色替えのグラフィックスコマンド」は、「演奏情報の主旋律の進行に適合した歌詞文字表示の色変化を行わせる色変え指示情報」に一致し、同様に、「EXORフォント」パックすなわち「色替えのグラフィクスコマンド」は、本件発明の「色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように・・・色変えの幅を指示する色変え幅情報」に相当する。

甲第3号証刊行物においては、「EXORフォント」パック、すなわち「色替えのグラフィックスコマンド」によって指定された色変え幅情報に基づいて、現在色が変わっている位置から指定された幅だけ色変えが行われるので、これは、本件特許請求の範囲中の「色変え幅情報に基づいて、現在色が変わっている位置から指定された幅だけ色変えを行うよう制御する」ことと一致する。

(2) 被告は、甲第3号証刊行物においては、ピクセル幅が一個ないし複数個との記載はあるとしてもそれを変化させる旨の記載は一切存在しないから、結果として、色変えのなされる幅は「一定」である、旨主張する。 しかしながら、同刊行物には、一方で、「色変えの幅」が「一定」である。

しかしながら、同刊行物には、一方で、「色変えの幅」が「一定」であるとは記載されておらず、他方で、複数個のピクセル幅で変化させる、ということが記載されているのであるから、多数の文字からなる一曲の歌詞全体の中に任意の文字においては、そのときの曲の進行具合に従って、1ピクセル幅に限らず、適宜複数個のピクセル幅で色変えがなされるものがある、と解するのが当時の色変え技術水準からみて自然であり、当業者であれば、一曲全体においては色変えのピクセル

幅を必要に応じて適宜異ならせるように実施してよいことは、当然に理解できることである。

3 甲第4号証刊行物記載の発明の認定の誤り

(1) 甲第4号証刊行物に記載された「楽曲メモリ5から出力されるデジタル信号の中に設定された色変更信号」は、「歌詞の色および背景色を適宜変更させる。更ものであるから(同刊行物3頁右上欄5行~19行)、本件発明における。「報り上であるが有している「歌詞表示指示情報」に含まれる「色変え指示情報」に相当する。すなわち、楽曲の進行に変更信号」の機能各変更に相当する。また、同刊行物中の、「なお、て歌更信号」の機能各変である。に相当する。また、同刊行物中の、「なお、ておけば、この情報を追っておりに楽曲情報における。」には当ずることができる。ただし、色の変更用には当ずるというである。」(同3頁右下欄8行~15行)との記載を参照すれば、「色変更信号との行)がら、同刊行物における「色変更信号」は、「楽曲の進行と歌詞の進行を確実に同期する」との目的・効果(和9行~20行)がら、同刊行物における「色変更信号」は、「演奏情報の15元をできる。」(の行)がら、同刊行物における「色変更信号」は、「演奏情報の15元をできる。」(の行)がら、同刊行物における「色変更信号」は、「演奏情報の15元をできる。」(の行)がら、同刊行物における「色変更信号」は、「演奏情報の15元をできる。」(の行)がら、同刊行物における「色変更信号」は、「演奏情報の15元をできる。」(15元をできる)との記載を表記を記述された。「楽曲の進行を確実に同期する」との目的・効果(利力できる)との行)がら、同刊行物における「色変更信号」は、「演奏情報の15元を対象に対している。

主旋律の進行に適合する」ものである。 以上のとおり、甲第4号証刊行物における「色変更信号」は、本件発明の 「演奏情報の主旋律の進行に適合する異なった色変えの幅を指示する色変え幅情

報」に一致する。
(2) 被告は、甲第4号証刊行物に記載された、一文字又は複数文字の文字単位で色変えする技術は、色変更する幅と無関係な技術であると主張する。しかし、一文字を同時に色変えするのと複数文字を同時に色変えする場合とでは、1回当たりの「色変え幅」が当然異なってくるのであるから、これを色変更する幅とは無関係な技術と言うことはできない。

被告は、本件発明における「色変え幅情報」における幅が一文字幅未満であることを主張したいのかもしれない。しかし、そのようなことは、本件発明の特許請求の範囲において全く規定されていない。

4 本件カラオケCDに示された発明の認定の誤り

(1) 審決は、甲第13号証の2(本件カラオケCDにおける歌詞色変え例を示すディスプレイ・スクリーンの実写資料)について、ピックアップされて写真撮影されているのは、「歌詞文字及び歌詞文字周囲背景部分表示画面」である、と認定した上で、「白色から黄色に順次変更されている」のは、「歌詞文字ではない歌詞文字周囲背景部分」であると認定した。しかしながら、同証で白色から黄色に変化しているのは、「歌詞文字ではない歌詞文字周囲背景部分」ではなく、歌詞文字の「文字の白抜き縁取り部分」である。この文字の縁取り部分は、歌詞文字の一部分であって、文字とは別の背景部分ではない。審決の上記認定は誤りである。

(2) 審決は、甲第13号証の3(本件カラオケCDにおける歌詞色変え関連情報の解析結果を示す資料)について、色変え制御用の記録データをコンピュータによって解析したものを「歌詞文字及び歌詞文字周囲背景部分表示画面」と認定し、また、同証中で「各色から黄色に異なるピクセル幅で順次変更されている」のを、「歌詞文字ではない歌詞文字周囲背景部分」と認定した。しかしながら、「白色から黄色に異なるピクセル幅で順次変更されている」のは、「歌詞文字ではない歌詞文字周囲背景部分」ではなく、「歌詞文字の白抜き縁取り部分」であり、文字の縁取り部分は、歌詞文字の一部分であって、文字とは別の背景部分ではないことは、(1)に記載したところと同一である。

第4 被告の反論の要点

審決の認定判断は正当であり、審決を取り消すべき理由はない。

甲第1号証刊行物記載の発明の認定の誤りについて

(1) 甲第1号証刊行物には、(歌詞情報中の)「歌詞の色変更に関する」コマンドが、色変更の開始位置から終了位置までの指定、を含むこと、すなわち、本件発明における「色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように、・・・色変えの幅を指示する色変え幅情報」に相当することを開示、示唆する記載は存在しない。しかも、同号証刊行物の記載においては、色変更の幅を示す情報が当該コマンドに含まれているものかどうか、あるいはそもそもそのようなものがどこかに存在するのか、どのような形態で存在するのかについては、全く明らかではない。

甲第1号証刊行物は、演奏情報の主旋律の進行に適合するため色変えのタイミングを調整することのみを開示・示唆しているのであり、異なった色変えの幅を指示しているものではない。

・・・・したがって、同刊行物には、本件発明の「色変え幅情報」の開示も、示唆 も存在しない。

(2) 原告は、甲第1号証刊行物において、「色変更の開始位置から終了位置まで」の範囲を指定して、その範囲での、指定された色(つまり文字の色)を変更する、という処理を行うようになっている以上、"色変更の開始位置から終了位置まで"の範囲を指定する何らかの「情報」が存在しているのは技術の常識であるから、"色変更の開始位置から終了位置まで"の範囲を指定する「情報」は、「色変え幅情報」に相当する、と主張する。

しかしながら、同号証刊行物中には、「楽曲情報に混在されたトリガ信号」が、「演奏情報の主旋律の進行に適合する異なった」「色変更の開始位置から終了位置までの範囲を指定する」ものであることを直接述べる記載はもちろん、それを示唆する記載も全くない。

かえって、同号証刊行物の第2図フローチャート及び「トリガ信号に応じてカウントを積算し(24)、コマンドのトリガ数値がカウント値と一致もしくはカウント値が大きい場合には(YES)次処理に移行し」との記載(同刊行物4頁左上欄8行~11行)からすれば、楽曲情報に混在されるトリガ信号の記録間隔(出現タイミング)を変化させること、あるいは、コマンドのトリガ数値を変化させることにより、「文字の色変更」処理(31)の実行タイミングを調整して、歌詞の色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行に適合させているものと理解するのが自然であり、同号証刊行物は、色変え幅情報を開示も示唆もするものでないことが、明らかである。

2 甲第3号証刊行物記載の発明の認定の誤りについて

(1) 甲第3号証刊行物には、「EXORフォント」パックすなわち、「色替えのグラフィックスコマンド」の記録間隔を変化させるというCDグラフィックス特有の具体的な技術的構成を採用し、これにより歌詞の色替えを主旋律の進行に適合させ「再生音声信号に同期して表示色をスムーズに切り替えさせることができる」こと、1個のピクセル幅単位で色替えを行うこと、及び、複数個のピクセル幅単位で色替えを行うことが開示されている。

しかしながら、同号証刊行物には、色替え幅情報によって指示される色変えの幅を演奏情報の主旋律の進行に適合させて異ならせることについては、何ら開示も示唆もされていない。同号証刊行物においては、1個のピクセル幅単位で色替えを行うことも記載されてはいるものの、幅を変化させる旨の記載は一切存在しないから、結果として、そこに記載された発明においては、色変えのなされる幅は「一定」であるというべきである。

された発明においては、色変えのなされる幅は「一定」であるというべきである。 (2) 原告は、甲第3号証刊行物には、「色変えの幅」が「一定」であるとは記載されていないから、当業者であれば、ピクセル幅を必要に応じて適宜異ならせるように実施できるものである、と主張する。

しかしながら、同号証刊行物に記載されているのは、文字の1ラインに相当するピクセルの色変えについて、「EXORフォント」パック17の記録間隔を変える、すなわち、再生時におけるパックの出現タイミングを変えることにより、歌詞の色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行と適合させるように構成されているものであり、色変えの幅を示すような情報を一切持たないものであるから、そこに示されたものにおいては、1ピクセル幅単位であれ、複数ピクセル幅単位であれ、いずれにしろ色替えの幅は一定であるということになる。すなわち、同号証刊行物は、歌詞の色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行と適合させるという技術的構成しか開示していない。

3 甲第4号証刊行物記載の発明の認定の誤りについて

(1) 甲第4号証刊行物に記載されているのは、色変えに際して、単に1文字又は複数文字を、幅とは無関係に、文字単位で色変えを行うものであるから、1文字の色変えを指定したときに、平仮名、漢字等幅が異なる文字においても1文字分の色変えを行うにすぎない。同号証刊行物は、「所定の幅ずつ」ということについては全く考慮を払っておらず、文字の単位のみで色変えを行っているから、「色変更信号」のビット内容が、「色変えを行う文字が所定の幅ずつ色変えが行われるように・・・色変えの幅を指示する色変え幅情報」であることを開示も示唆もしていない。

(2) 原告は、1文字を色変えするときと、複数文字を同時に色変えするときとでは1回当たりの色変え幅が当然異なるものであるから、これを「幅とは無関係」ということはできない旨主張する。

しかしながら、文字幅が異なるものとなることがあるとしても、これは、 あくまでも、文字単位で色変えを行うこととした結果にすぎず、甲第4号証刊行物 に記載された技術においては、「所定の幅ずつ」色変えが行われるように、色変え の「幅を指示する」ということについては全く考慮が払われていないから、原告の

主張は失当である。

4 本件カラオケCDに示された発明の認定の誤<u>りに</u>ついて

審決は、本件カラオケCDにおける色変えは歌詞文字について行われているものではないと認定しているのではない。

審決は、甲第13号証の3のBに明確に示されているように、各ピクセル幅ごとに歌詞文字に当たるのか、その周囲背景部分に当たるのかを確認し、それぞれにつき色変えをする、すなわち前とは別の色を表示するように指示をなすかあるいは前と同じ色を表示するように指示をなすかが設定されていることを指摘しているものと解される。

言い換えれば、審決はビットマップデータにつき、それが本件発明の「色変え幅情報」に当たらないと判断し、上記の認定判断に至ったと解されるのであり、 そこに何らの誤りもない。

第5 当裁判所の判断

1 甲第1号証刊行物記載の発明の認定の誤りについて

(1) 甲第1号証によれば、同号証刊行物(特開平2-242294号公報)には、次の記載があることが認められる。

ア〔産業上の利用分野〕

「本発明は、カラオケ情報をデータベースとし、これを音楽再生するカラオケ装置に係り、音楽の進行に対応してディスプレイに歌詞を表示または制御するための歌詞表示装置に関する。」(同刊行物1頁右欄下から4行~末行)

イ〔従来の技術およびその課題〕

本発明はこのような従来の課題を解決しようとするもので、二進符号によってカラオケ情報を記憶・処理する構成において、ディスプレイ上に表示された歌詞のうち、音楽再生が終わった歌詞を一文字づつではなく、徐々に消去したり、表示された歌詞の背景色を適宜変更することができ、さらに楽曲と正確に対応した歌詞の進行が可能なカラオケ用ディスプレイの歌詞表示装置を提供することを目的とする。」(同刊行物2頁左上欄1行~右上欄14行)

ウ〔課題を解決するための手段〕

「本発明は上記目的を達成するために、二進符号化した楽曲情報および歌詞情報からなる複数のカラオケ情報をデータベースとしたカラオケ装置において、特定のカラオケ情報を演算・処理する中央制御装置と、この中央制御装置によって演算・処理された情報によって順次音楽再生を行うと共にディスプレイへの歌詞表示を制御するシーケンサと、常時必要な歌詞情報を記述するグラフィックビデオメモリと、上記シーケンサからの順次命令によってグラフィックビデオメモリを制御するグラフィック制御装置と、予め文字・記号などが図形として記憶され、上記グラフィックビデオメモリの記憶内容に対応した文字などを上記グラフィック制

御装置を介して読み出し可能なパターンROMと、ディスプレイを制御するビデオ制御装置とからなり、音楽再生に対応して上記ディスプレイに表示された歌詞を進行させるという手段を用いた。また、楽曲情報に、音楽再生の進行に伴って歌詞表示を進行し、および任意に背景色を変更するトリガ信号を混在させるという手段も用いた。さらに、音楽再生の進行に伴って背景色のカラーコードを適宜変更することにより、背景色の変更を行うという手段も用いた。さらにまた、音楽再生の進行に伴って、再生が終了した部分に対応する歌詞を順次背景色と同一色に変更するという手段も用いた。」(同刊行物2頁右上欄16行~右下欄2行)

工〔実施例〕 (別紙図面参照)

(2) 上記(1)の認定によれば、甲第1号証刊行物には、中央制御装置等によりカラオケ情報を演算・処理し、演算、処理された制御用情報に基づき、制御装置が、音楽再生の進行に伴ってディスプレイ上に歌詞を表示し、表示された歌詞について、歌詞を1文字づつではなく徐々に色変わりさせる等の動作の実行を制御する歌詞表示装置を具備したカラオケ装置が記載されているということができる。

また、上記(1) 工で認定したとおり、甲第 1 号証刊行物の実施例の項には、上記歌詞を徐々に色変わりさせる動作を、「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更することによって」(同刊行物 4 頁右上欄 8 行 ~ 9 行)実行するとの記載がある。

一般に、制御装置において、ある動作を実行させるためには、当該動作に関する制御用情報が具備されるべきことが技術常識であることは、弁論の全趣更明らかであるから、甲第1号証刊行物の上記カラオケ装置においても、「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更するとによ物を実の色変更を行い(31)、ディスプレイ9に表示する(30)」(同刊行物4年)であるというべきである。この色変更に関する情報が具備されていることは、明明を表示するというべきである。この色変更に関する情報には、行われるべき作業のであるというである。この位置情報によって特定された範囲において行われるべき作業の内容(色変え)を指定する情報(以下「区間情報」という。)が存在することは、明第1号証刊行物の上記認定の記載と、上記制御の対象となる動作の内容とからかである。

上記位置情報は、単に色変更開始及び色変更終了の位置を表すだけのものであるから、本件発明の「色変え指示情報」に、同刊行物記載の発明における上記区間情報は、上記位置情報によって特定された範囲において行われる作業が色変えであることを表すものであるから、本件発明の「色変え幅情報」に相当するものと

いうべきである。

甲第1号証刊行物における中央制御装置などの制御装置は、本件発明と同様に上記各情報を実行処理するものであるから、本件発明と同様の制御を行うことはなることが明られてある。

となることが明らかである。

(3) 被告は、甲第1号証刊行物に記載された発明においては、楽曲情報に混在されるトリガ信号の記録間隔(出現タイミング)を変化させること、あるいは、コマンドのトリガ数値を変化させることにより、文字の色変更処理の実行タイミングを調整して、歌詞の色変えをカラオケ楽曲の主旋律の進行に適合させているとした上で、同刊行物に示された「色変更の開始位置から終了位置までの指定された色をカラーコードを変更することによって文字の色変更を」行う、という情報は、本件発明の「色変え幅情報」に当たらないと主張する。

このではいう。 にながら、本性明細書に派人のは、 にながら、本性明細書に派人のは、 にながら、本性明細書に派人のは、 にながら、本性には、の題書に、 の特許は、歌詞の表示・消去情報と、前記演奏情報の主旋律のうる。 にいう。指示情報は、歌詞の表示・消去情報と、指示情報と、 のも変えが行わせると、 にですると、 にですると、 にですると、 にですると、 にででは、 の内容を持に限定している。 には、の内容を特に限定している。 には、のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 ののでいのでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 の

(4) 以上のとおりであるから、甲第1号証刊行物には、本件発明の「色変え指示情報」及び「色変え幅情報」が記載されていないとした、審決の認定判断は誤りであるというべきであり、この誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは、明らかである。

第6 そうすると、その余の原告の主張について検討するまでもなく、原告の本訴請求は理由があることが明らかであるので、これを認容することとし、訴訟費用の 負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官	山	下	和	明
裁判官	設	樂	隆	_
裁判官	阳	部	īF	幸

(別紙) 図面